

# 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

平成22年7月13日  
日本年金機構

# 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

## 1. 事業の全体像

### (1) 目的

- ・現在のコンピュータ記録に関しては、その一部について、紙台帳やマイクロフィルムの記録と一致しない事例が指摘されている。これまで国民年金特殊台帳等について、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せを行い、必要な記録訂正を進めてきたが、平成22年度より平成25年度までの4年間で全件照合することを目標に、突合せ業務を実施し、記録の正確性を確保していく。

### (2) 事業の概要

- ・基礎年金番号等をキーとして検索・閲覧できる「紙台帳検索システム」を構築する。
- ・紙台帳検索システムを用いて、コンピュータ記録と紙台帳等の記載内容の一致・不一致を確認する作業を行う。作業に当たっては、記載内容が形式上一致しているか否かを審査する「第一次審査」、不一致のものについて訂正履歴や関係資料を踏まえて当該不一致に理由があるかを確認する「第二次審査」の工程で行う。
- ・全国29箇所に突合せを行う拠点を設置し、本年秋頃を目途に作業を開始する。  
※まずは1拠点で先行実施し、順次拡大し、年度内に全29拠点（1万8千人体制）で実施する。
- ・突合せは、①受給者・加入者に係る記録のほか、②未統合記録（いわゆる5000万件の記録）を対象とする。

## 2. 事業の効果

### (1) 受給者・加入者に係る記録

- ・突合せによりコンピュータ記録の誤りが発見され、記録訂正がなされることにより、年金記録が回復し、年金給付や年金額の増額等に結びつく可能性がある。

※これまで実施した突合せ結果⇒別紙参照

※サンプル調査の結果によれば、古い記録ほど不一致率が高いことから、突合せは、古い記録を持つ受給者等から、優先順位を付けて実施する予定。なお、事業を実施する中で実績を検証し、必要に応じて見直しを行う。

### (2) 未統合記録（いわゆる5000万件の記録）

- ・未統合記録の解明の端緒となる情報（氏名等3条件等）について記録訂正がなされることにより、基礎年金番号への統合等、当該記録に解明につながる可能性がある。

※「今後、更に解明を進める記録」である988万件（平成22年6月現在）を中心に突合せを実施する。

## これまで実施した年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ結果について

制度別	対象件数	コンピュータ記録との突合せ結果の 不一致率	年金受給者1人当 たりの平均年金増 加額（年額）
国民年金	○市町村の被保険者名簿 約2000件（サンプル）	7件（0.3%）  ・うち、年金受給者で年金額が増額となる もの 5件（0.2%）	10.4万円
	○国民年金特殊台帳等 約3100万件（全件）  〔⇒平成22年5月末時点において、 99%の突合せを完了〕	（※平成22年5月末時点） 300,942件（1.0%）  ・うち、年金受給者で年金額が増額となる もの 91,214件（0.3%）	1.4万円
厚生年金	○厚生年金・被保険者名簿・原票 約20000件（サンプル）	277件（1.4%）  ・うち、年金受給者で年金額が増額となる もの 77件（0.4%）	1.7万円

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

(参考資料)

# 紙台帳検索システムについて

## 現在

- ・紙台帳等は各年金事務所等で保管
- ・他の事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の事務所等へ依頼し確認する作業が必要

## 紙台帳検索システム稼働後(平成22年度中～)

- ・紙台帳検索システムにより、端末(WM)から全ての紙台帳の検索・閲覧が可能に

### A年金事務所



コンピュータ上の記録



A年金事務所  
で保管する  
紙台帳等

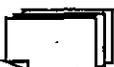
【事務所内で確認可能】

B年金事務所



B年金事務所  
で保管  
する紙台帳等

セキュリ  
ティ倉庫



セキュリ  
ティ倉庫  
の紙台帳

C市町村



C市町村の  
紙台帳等

照会  
依頼

回答

確認

【保管する事務所等へ依頼して確認が必要】

### 全国各地の突合せ拠点施設

※年金事務所を含む



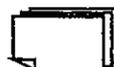
コンピュータ上の記録

紙台帳検索システム

※基礎年金番号、手帳番号等から、関係の台帳を検索可能。



A年金事務所  
で保管する紙台帳等



B年金事務所  
で保管する紙台帳等



セキュリ  
ティ倉庫の紙台帳



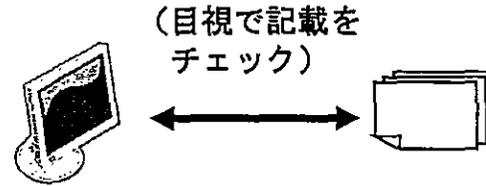
C市町村の紙台帳等

【施設内で全ての紙台帳等の確認可能】

## 審査の流れ（第一次審査・第二次審査）

### 第一次 審査

○紙台帳とオンライン記録の  
記載内容の一致・不一致を目視  
でチェック

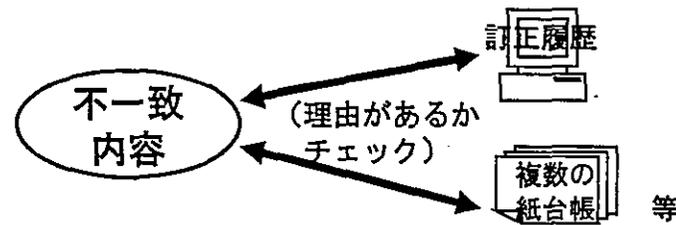


(不一致)

(一致)

### 第二次 審査

○オンライン上の訂正履歴や関係  
資料に当たり、不一致内容に理由  
があるかどうかチェック



(不一致)

(一致)

### 確認 通知

- 適正に審査が行われたかを確認
- 不一致事案について、ご本人に通知

## 第一次審査の流れ

1

### ○審査対象の情報の呼び出し

- ・基礎年金番号をキーとして、審査対象となる者のコンピュータ記録、紙台帳等の画像情報を呼び出し（画像情報は印刷）。

2

### ○1人目の審査（作業スタッフA）

- ・コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ審査（1回目）

3

### ○2人目の審査（作業スタッフB）

- ・コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ審査（2回目）

4

### ○審査結果の確認（スーパーバイザー）

- ・1人目、2人目の審査結果を踏まえて、審査結果を確定

⇒審査結果が「コンピュータ記録と紙台帳等が不一致」のものは第二次審査へ

## 第二次審査の流れ

1

### ○事案の分別

- ・ 不一致の理由に基づき、作業ラインごとに事案を分別。  
（国民年金、厚生年金（記録相違）、厚生年金（記録漏れ）等）

2

### ○不一致に理由がないかの確認

＜例：厚生年金の記録（標準報酬や資格取得・喪失年月日等）の相違＞

- ① 端末（WM）により、二以上事業所勤務か、施行準備段階の記録か否か等を確認。
- ② WMや事跡管理システムにより、直近のコンピュータ記録やコンピュータ上の過去の訂正履歴を確認。
- ③ 払出簿等やWMの原票検索により、紙台帳上の訂正履歴を確認。

※原票検索：厚生年金被保険者名簿・原票等を事業所や管轄事務所をキーとして検索・閲覧できる機能。

3

### ○審査結果の確認（スーパーバイザー）

- ・ 作業スタッフの審査結果を踏まえて、審査結果を確定

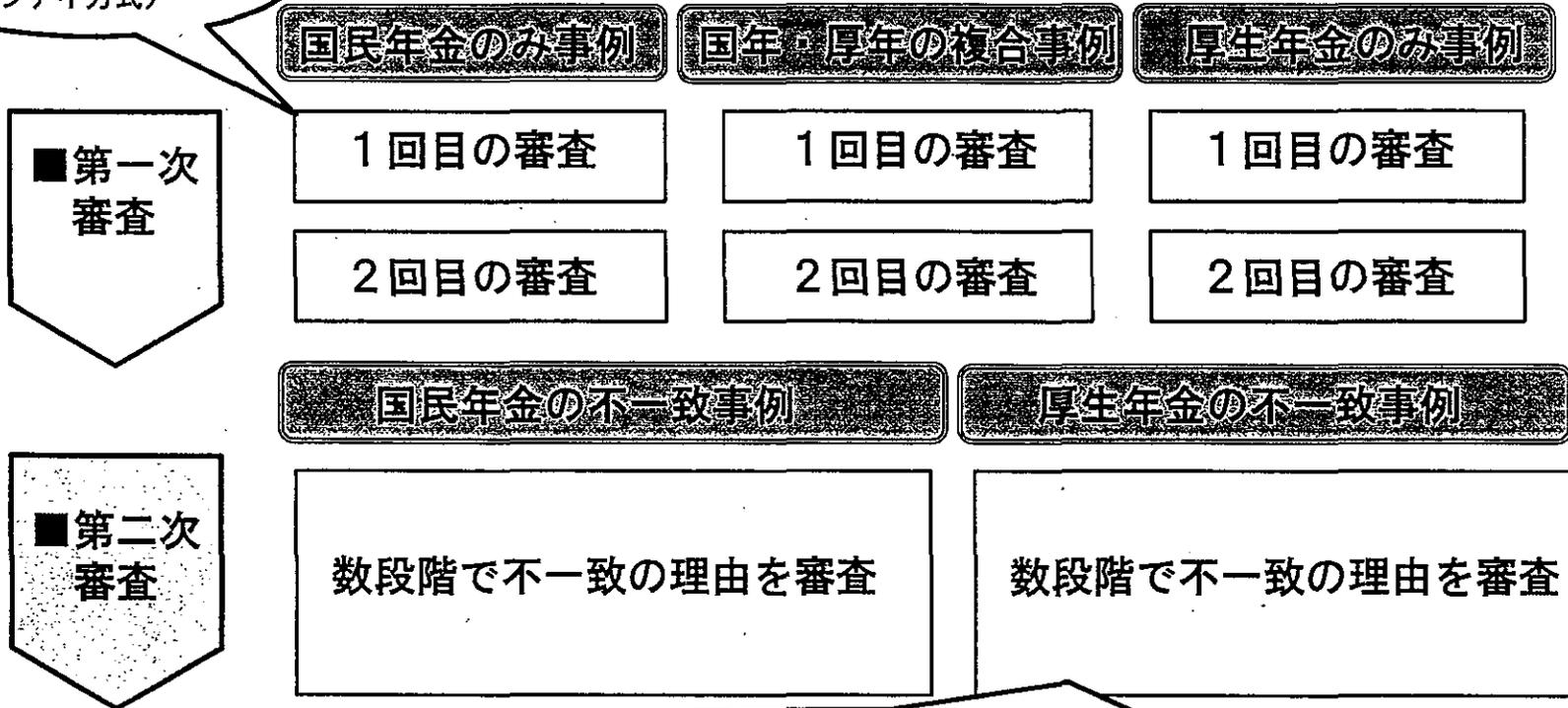
⇒職員による確認へ

# 突合せの作業工程について

コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ事業については、より効率的・効果的に実施する観点から、その作業の大部分を外部委託化することとしたが、年金業務に係る専門性を有していない者でも作業を迅速かつ正確に実施できるよう、

- ①作業工程を細分化するとともに、
- ②詳細でわかりやすいマニュアルを整備し、これに基づき作業を実施することとしている。

2名の作業者が別個に審査  
(ベリファイ方式)



作業工程を細分化。各作業者は同一業務をわかりやすいマニュアルに基づき繰り返し実施。